

令和3年1月15日
生食発 0115 第5号
2食産第 5129 号-1

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からアメリカ合衆国向けに輸出する食肉の腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 US-A1-1「アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設における牛肉からの腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法について」に基づき取り扱われているところです。

今般、検査法について、下記のとおり、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 病原体等の安全な取扱いについて規定したこと。

- 2 品質管理に関する規定を追加したこと。
- 3 増菌培養についての留意事項を示したこと。
- 4 ビーズ濃縮液の希釈及び酸処理法について規定したこと。
- 5 分離培養法から直接塗抹法を削除したこと。また、選択分離培地から Modified レインボーアガー0157 培地を削除したこと。